伊那市上下水道ご使用のご案内

上下水道「使用開始・中止」のお手続きは、窓口又は Web 等でお願いします。
※ただし、電話・ファックス（市様式以外）で連絡をいただいた場合は「仮受付」となりますので、以下の手続き方法を確認し、お手続きの完了をお願いします。

（使用中止手続き、受付窓口等は裏面に記載）

<使用開始時の申請手続きについて>

※**市内転居**の場合は、「使用開始届」と前住所の「使用中止届」を一緒に提出してください。
※使用開始日当日の申込みはできません。

使用開始申し込み

仮受付	本受付	
①電話での申込み ②ファックスでの申込み （使用開始届以外の様式） ※仮受付の場合は、料金センターから、本受付のご案内を行います。 **使用開始手続は「未完了」** **※2 営業日前まで**	③窓口での申込み （使用開始届に記入） ②ファックスでの申込み （使用開始届の様式） ※必要事項が全て記載の場合です。 **使用開始手続完了** **※２営業日前まで**	④Web での申込み （来庁は不要） **使用開始手続完了** **※３営業日前まで**

使用開始日

③窓口等での申込み
（使用開始届に記入）
使用開始手続完了
※使用開始日から 10 日以内

検針日の翌月
（料金請求）

料金請求（初回のみ開栓手数料 2000 円を含みます。）
※上下水道料金センター窓口での納付書払い、又は金融機関・コンビニ等での支払。

<料金のお支払い等について>

検針からお支払いの流れ

・2 か月に 1 度検針します。
・検針員が検針し、検針票（上下水道使用量のお知らせ）を投函します。

・検針日の翌月末までにお支払い。
（納付書支払い又は口座振替）

支払い方法について

・現金支払い
※郵送される納付書で納期限（月末、納付書に記載）までに、金融機関、コンビニ等でお支払いください。

・口座振替（口座引き落とし）
※毎月 25 日前後に振替（振替日・金額は検針票に記載）
※別途で、上下水道料金センター・市内金融機関でお申し込み手続きが必要です。

‹使用中止時の申請手続きについて›

※日付を遡っての使用中止届は受付できません。

使用中止申し込み

仮受付	本受付	
①電話での申込み ②ファックスでの申込み （使用中止届以外の様式） ※仮受付の場合は、料金センターから本受付のご案内を行います。 **使用中止手続きは「未完了」** **※2 営業日前まで**	③窓口での申込み （使用中止届に記入） ②ファックスでの申込み （使用中止届の様式） ※必要事項が全て記載の場合 **使用中止手続完了** **※２営業日前まで**	④Web での申込み （来庁は不要） **使用中止手続完了** **※３営業日前まで**

使用中止日
（最終使用日）

③窓口等での申込み
（使用中止届に記入）
使用中止手続完了
※使用中止日から 10 日以内

使用中止の翌月
（料金請求）

料金請求（精算分料金）
※納付書払い又は口座振替での支払い。

★受付窓口★　伊那市上下水道料金センター
〒396-8617　伊那市下新田 3050 番地（伊那市役所 1 階）
TEL：0265-78-5125　FAX：0265-78-5630
受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（注記）令和 8 年 12 月 1 日から、窓口受付時間を午前 9 時から午後 4 時 30 分までに試験的に変更します

【Web】伊那市公式ホームページ
くらしの情報　→　水道・下水道・浄化槽　→　上下水道開閉栓 Web 申込サービス

※南箕輪村沢尻及び御子柴地区は、上水道は伊那市、下水道は南箕輪村の地域があります。お手数ですが南箕輪村役場へご確認いただき、下水道使用のお手続きをお願いします。

★ご注意ください★

※給水装置はお客様の管理となります。
- 漏水により生じた料金や修理費等はお客様の負担となります。定期的な点検と十分な管理をお願いします。

※検針にご協力をお願いします。
- メーターボックスの上に駐車したり物を置かないでください。
- メーターボックス付近や、玄関近くに犬をつながないでください。
- メーターボックス付近の草刈り等のご協力をお願いします。

※料金等の未納がある場合は『給水停止』を実施しています。
- 期限内の納付をお願いします。

※使用開始・使用中止のお手続きは確実にお願いします。
- お届けがないまま水道を使用されますと、条例の規定により過料 5 万円が課される場合があります。
- 転居されていても、使用中止の届けがあるまでは閉栓されないため、料金が発生します。